

判決年月日	平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成24年(行ケ)10253号		
「カラーラインメモ」の片仮名を標準文字で表してなる本件商標（指定商品「カレンダー」）の登録に関する原告の無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、原告が約 1 1 年間にわたって、自社の製造・販売に係るカレンダーの名称として、本件商標と同一の商標を記載したカタログを全国の数百箇所に及ぶ販売代理店に毎年おおむね 4 万冊前後を頒布し、当該カレンダーも 1 年間に 1 0 0 万部以上を販売しており、当該商標をカレンダー又はこれに類似する商品に付して販売した者が本件商標の登録査定直前まで原告以外に存在しなかったなどの事実関係の下で、当該商標が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告ないし特定の業者が製造・販売する特定の商品（カレンダー）を表示するものとして、全国の取引者及び需要者に広く認識されていたものと認められて、上記審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法4条1項10号

被告は、平成22年8月2日、「カラーラインメモ」の片仮名を標準文字で表してなる商標について登録出願し、第16類「カレンダー」を指定商品として、同年11月1日に登録査定を受けた。

原告は、特許庁に対し、本件商標が商標法4条1項10号等に該当するものと主張してこれを無効にする審判を請求したが、特許庁は、原告が提出した証拠の制作者等が不明であるなどとして、原告が「カラーラインメモ」との商標をカレンダーに使用する商標として広く知られていた事実を認めることができないなどとして、当該請求を不成立とした。

本判決は、次のように判示して、上記審決を取り消した。

カレンダーの製造・販売業界においては、販売代理店がカレンダーの流通に当たって重要な役割を果たしているから、カレンダーについては、販売代理店が第一次的な取引者又は需要者であるといえるところ、原告は、平成11年4月頃から、「カラーラインメモ」の片仮名を標準文字で表してなる使用商標について、自社の製造・販売に係るカレンダー（原告カレンダー）の名称として自社商品のカタログに記載して販売代理店に対する頒布という形で使用を開始し、本件商標出願時（平成22年8月2日）及び登録査定時（同年11月1日）に至る約11年間にわたって、原告カレンダーの販売に当たり、毎年使用商標を自社商品のカタログに記載し、販売代理店に対する請求書にも原告カレンダーを意味するものとして使用商標を記載してきたものである。

また、原告が上記カタログを頒布し、原告カレンダーを販売した販売代理店は、全国に所在しており、その数も毎年数百箇所に及んでいるばかりか、販売代理店に頒布された当該カタログの数は、毎年おおむね4万冊前後であり、販売代理店に販売された原告カレン

ダーの数も、平成１３年に２５万６４４８部であったものがその後順調に増加を続け、本件商標出願時及び登録査定時の属する平成２２年には、合計１１５万７０９０部という大部数に及んでいるのであって、これは、全国連合会に所属する会社の中で最大規模である原告が販売する全カレンダー（合計２８３種類）の中でも、売上げ部数が５番目に多いものであるから、かなりの数量であるといえる。

しかも、「カラーラインメモ」との語は、英語の「カラー（色、色彩）」、「ライン（線）」及び「メモ（書き付け、備忘）」を複合した造語であって、カレンダーの名称として使用された場合、強いていえば「色彩」、「線又は線による区切り」及び「メモ余白の存在」を想像させるが、それ以上に特定の観念又はカレンダーとしての構成を想像させるものではなく、一定の特異性が認められるものであるところ、原告が、平成１２年（平成１３年版）以降、一貫しておおむね類似した構成の意匠を備えたカレンダー（原告カレンダー）の名称として「カラーラインメモ」との語を使用しており、かつ、「カラーラインメモ」との名称をカレンダー又はこれに類似する商品に付して販売した者が、平成２２年まで、原告以外には存在しなかったことは、前記認定のとおりである。

以上の事情を総合すると、使用商標（「カラーラインメモ」）は、本件商標出願時及び登録査定時において、原告が製造・販売する特定の商品（原告カレンダー）を表示するものとして、全国に所在する多数の販売代理店の間に広く認識されており、原告カレンダーの販売期間、販売数量及び原告以外に「カラーラインメモ」との名称をカレンダー等に使用した者が存在しなかったことなどに照らすと、当該販売代理店を通じてカレンダーを入手する全国の最終消費者の間においても、特定の業者が製造・販売する特定の商品（原告カレンダー）を表示するものとして広く認識されていたものと認めるのが相当である。

そして、本件商標は、使用商標と同一の商標であり、かつ、その指定商品も、使用商標が用いられていた商品と同一であるから、本件商標は、商標法４条１項１０号により、商標登録を受けることができないものである。